

在沖米海兵隊員による建造物侵入事件に対する意見書

沖縄防衛局によると、本年、11月6日午前3時36分、本町美浜の結婚式場関連施設に正当な理由がないのに侵入したとして、建造物侵入の容疑で在沖米海兵隊員キャンプ・フォスター所属（24歳）が現行犯逮捕される事件が発生した。同被疑者から基準値の約5倍のアルコールが検出された。

また、11月25日午前7時45分、本町宮城の飲食店に同様な容疑で、在沖米海兵隊員伍長キャンプ・フォスター所属（22歳）が現行犯逮捕される事件が発生し、同様に、基準値の約2倍以上のアルコールが検出された。幸いにも人的被害はなかったものの、被疑者は、建物の出入口のドアガラスを破壊、侵入し食料を食べていたとのこと。

事件の詳細な地域は明らかになってないが、このような事件は米軍基地周辺自治体のどこでも起こり得るものであり、町民のみならず県民に多大な不安を与えている。

本町議会では、関係機関に対し抗議要請してきたにも関わらず、再三再四、同様な事件が繰り返され強い憤りを禁じえない。

さらに、飲酒による事件や事故のそのほとんどは、米軍が定めた勤務時間外行動の指針（リバティ制度）に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではない。

沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件の原因究明とその結果を速やかに公表させること。
- 3 リバティ制度の規制を強化させること。
- 4 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属等に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。
- 7 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長